

## 1. PPPの適用実績

### (1) PFI事業

着手年度	事業名
H18	黒川地区小中学校新設事業（はるひ野小中学校）
H20	川崎市多摩スポーツセンター建設等事業
H21	川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業
H25	スポーツ・文化複合施設整備等事業
H27	（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業
H27	（仮称）川崎市中部学校給食センター整備等事業
H27	（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業

平成11年のPFI法施行以降、現在までに7件のPFI事業（いずれもBTO方式）を実施。一部のPFI事業（学校給食センター整備等事業3件）を除き、SPCの構成企業は市外事業者のみで構成されている。

### (2) 指定管理者制度

【組織別導入状況 208施設（平成31年4月1日現在）】

局区名	施設数	施設名
市民文化局	8	国際交流センター、市民プラザ、男女共同参画センター等
こども未来局	63	青少年教育施設、こども文化センター、ヒルズすえなが等
経済労働局	6	産業振興会館、KBIC、労働会館、生活文化会館、南部市場等
環境局	3	余熱利用施設、橋リサイクルコミュニティセンター
健康福祉局	97	斎苑、老人福祉センター、いこいの家、特別養護老人ホーム等
建設緑政局	12	富士見公園、多摩川緑地バーベキュー場、生田緑地等
港湾局	3	港湾振興会館、川崎港コンテナターミナル、東扇島中公園
区役所	12	東海道かわさき宿交流館、大師公園、スポーツセンター等
上下水道局	1	入江崎余熱利用プール
病院局	1	多摩病院
教育委員会	2	日本民家園、青少年科学館

### 【指定管理者制度導入施設数の経過】

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1	4	8	172	180	186	192	197	200	205	211	219	214	214	210	212	208

平成15年の自治法改正により指定管理者制度が導入され、道路、河川など指定管理者制度に馴染まない施設を除き、制度導入が可能な公の施設については、概ね指定管理者制度を導入している。なお、指定管理者制度の未導入施設は、主に市民館、図書館などの社会教育施設が挙げられる。

### (3) 協働・連携

【平成30年8月1日現在】

連携先	包括連携協定	個別連携協定
企業等	12件	360件
大学等	5件	80件

地域課題解決や施策目標の実現に向けて、企業や大学等とさまざまな協定を締結している。

### (4) 公有財産利活用

【平成30年度決算ベース】

種別	件数	金額（歳入）
貸付事業	511件	628,325,387円
広告事業	127件	157,686,540円
ネーミングライツ	10件	16,425,000円

近年、公有財産の利活用を積極的に進めており、一定の財源確保に寄与している。

## 2. PPPの導入効果例

### (1) PFI事業

事業名	黒川地区小中学校新設事業	川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>校舎・体育館等、学校施設の設計施工</li> <li>完成後の維持管理業務</li> <li>給食業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立小学校及び聾学校計90校の空調調設備の整備及び維持管理業務</li> </ul>
導入効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●柔軟なアイデアやノウハウの活用により、施設・設備の利便性が向上した。</li> <li>●設計から整備、維持管理まで、一貫して事業契約することにより、設計期間や工期の短縮が図られ、建設や維持管理にかかるコストの削減も図られた。</li> </ul>	

事業名	川崎市多摩スポーツセンター建設等事業	スポーツ・文化複合施設整備等事業
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設計・建設</li> <li>運営業務</li> <li>維持管理業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設計・建設</li> <li>運営業務</li> <li>維持管理業務</li> </ul>
導入効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間スポーツ施設のノウハウを活かした運営をすることにより、利便性が向上し、全体的に利用者数が増加した（ニーズに応じた内容設定や、人気種目の回数増など、需要をすぐに反映したきめ細かい運営を実施）。</li> <li>●業界基準や国際基準などを反映した提案により、市民サービスが向上した。（わかりやすいサインマークの設置など）</li> </ul>	

事業名	学校給食センター整備等事業（3件）	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食センターの設計及び建設に関する業務</li> <li>給食センターの維持管理に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開業準備業務</li> <li>給食センターの運営に関する業務</li> </ul>
導入効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給食センターの建設・運営の実績が無かったため、業務を包括化した性能発注により受注者のノウハウを活用できた。</li> <li>●施設の運営段階においては、学校の時程変更によって食数の変更を行うことが生じているが、調理や配送などの作業計画を柔軟に変更し、適切に業務を行っている。</li> <li>●業務を包括化することで、市と事業者の関係において、責任の所在がSPCに一本化される。</li> </ul>	

(2) 指定管理者制度

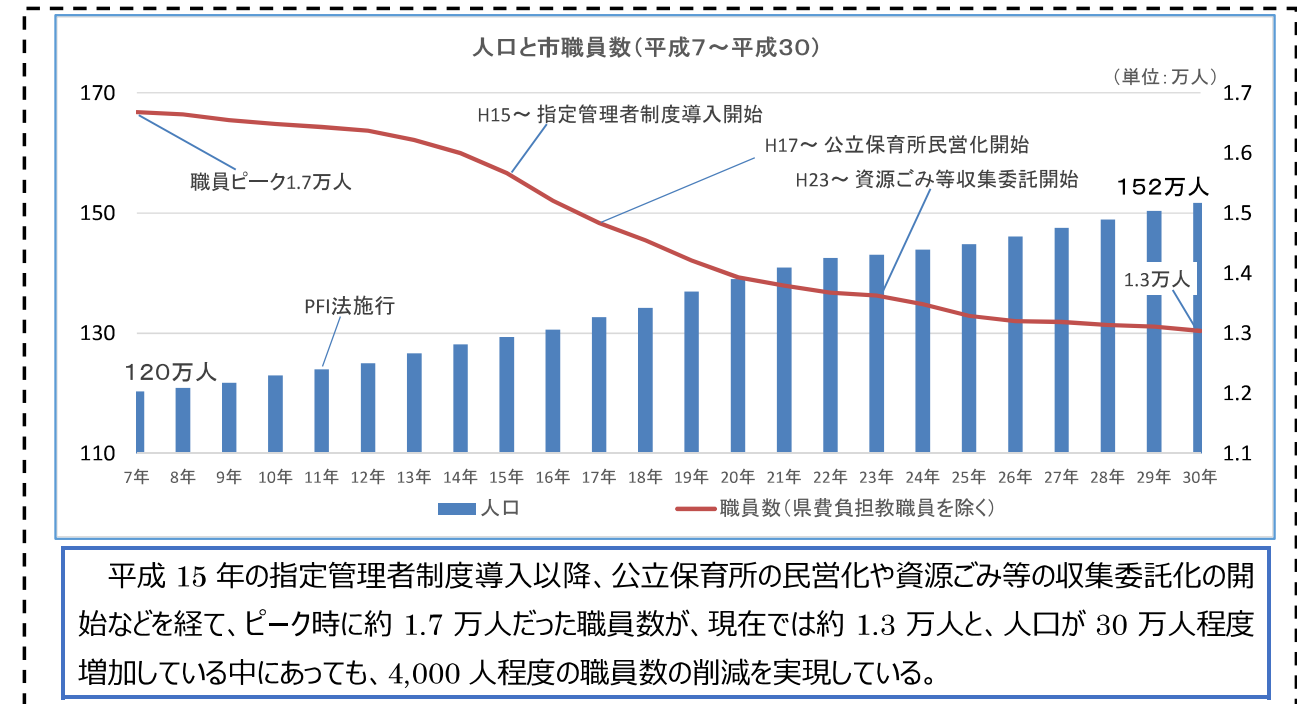
施設名	川崎市とどろきアリーナ (スポーツセンター、アリーナ機能)
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設全般の管理運営に関する業務</li> <li>施設設備の利用提供に伴う業務</li> <li>生涯スポーツ振興事業の実施等に関する業務</li> <li>施設の維持保全に関する業務</li> <li>スポーツ行政等への協力業務</li> </ul>
導入効果	<p>●指定管理制度を導入することにより、<u>民間の技術的・経営的能力を活用</u>し、施設利用者の<u>利便性の向上</u>や充実したスポーツ教室の実施等の<u>サービス向上</u>が図られたほか、事業展開における<u>指定管理者の創意工夫</u>により、<u>効率的、効果的な業務遂行</u>がなされるとともに、<u>市の財政負担の軽減</u>が図られた。</p> <p>●市の財政負担としては、直営時 344,785 千円から指定管理制度導入直後の平成 18 年度には指定管理料が 292,000 千円となり、その後も毎年度、<u>直営時と比較して負担軽減の効果が維持</u>されてきた。直近の平成 30 年度では、指定管理料は 231,895 千円であり<u>直営時よりも約 32%の負担軽減</u>となっている。</p> <p>●利用実績でも、直営時は個人利用者が 98,414 名、団体利用者が 477,611 名であったが、指定管理制度導入後は<u>利用者数が増加</u>傾向で推移し、直近の平成 30 年度では、個人利用者が 196,545 名、団体利用者が 999,257 名となり、より多くの市民に施設利用の機会を提供している。</p>

(3) 協働・連携

取組名	企業・大学等との連携協定に基づく取組
取組概要	<p>○企業等との包括連携協定 (12件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三菱ふそうトラック・バス(株)、NEDO (新エネルギー・産業技術総合開発機構)、NPO 法人ピープルデザイン研究所、川崎信用金庫、富士通、イオン(株)、日本郵便(株)、(株)セブン-イレブン・ジャパン、他4件</li> </ul> <p>○大学等との包括連携協定 (5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>明治大学、専修大学、慶應義塾大学、日本女子大学、横浜国立大学</li> </ul>
取組効果	<p>●包括連携協定に基づき、企業のCSR活動や大学の社会貢献活動と本市の政策が連携し、双方の持つ<u>人的資源や知的資源、ノウハウなどを相互に活用</u>することにより、市が直接公費を投入することなく、NPO 法人との連携による障害者就労の推進や大学・企業等施設の市民利用の機会提供、企業との連携による効果的な市政情報の発信など、各事業者との積極的な連携及び<u>創意工夫による市民サービスの向上、地域課題の解決</u>が図られた。</p>

(4) 公有財産利活用

公有財産利活用全般
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市役所・区役所駐車場の適正利用 (有料化) を図ることで、当該敷地の<u>維持管理費削減</u>と<u>収入確保</u>が図れた。</li> <li>●ネーミングライツを導入することで、施設の<u>維持管理費に充てる</u>ことができた。</li> <li>●公園や河川を活用したイベントを開催することで、人が集まり、<u>地域のにぎわいを創出</u>させることができた。</li> </ul>



効果のまとめ

「PFI 事業」

- 民間ならではのアイデアやノウハウによる利便性の向上や工期短縮、コスト削減が図られるなど、「性能発注」や「包括契約」特有の効果が生まれている。

「指定管理者制度」

- 指定管理者の技術的・経営的能力により、市民サービスの向上のほか、財政負担の縮減が図られている。

「協働・連携」

- 企業や大学等との連携により、市が直接公費を投入することなく、市民サービスの向上や地域課題の解決などが図られている。

「公有財産利活用」

- 土地等の貸付やネーミングライツ等の取組により、歳入確保の効果が生まれているとともに、イベント開催などにより、地域のにぎわい創出など歳入確保以外の効果も生まれている。

3. PPPの課題例

(1) PFI事業

<p>黒川地区小中学校新設事業</p> <p>小学校及び聾学校冷房化等事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者選定までの<u>事務手続きが煩雑</u>であることや、<u>契約変更</u>にかかる手続きについての<u>事務負担が大きい</u>。</li> <li>●VFMの算定や評価等が<u>複雑</u>であり、事業期間中に<u>契約変更がある場合の評価が困難</u>。</li> <li>●金額が大きいことからWTO案件となり、<u>地元企業への優先発注ができず</u>、また、大型プロジェクトのため事業の担い手は大手企業が中心になり、地元企業の参入の余地が少ない。</li> <li>●事業<u>モニタリング</u>について、<u>全庁的な基準がない</u>ことから、所管部署毎及び事業毎に評価等の実施レベルに格差がある。</li> <li>●職員の異動や組織変更により、PFI事業に関する<u>職員の知識及びスキルの向上や継承</u>に一定の課題がある。</li> </ul>
---	---

スポーツ・文化複合施設等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者選定時の<u>事務手続きの期間・作業量のボリュームが多く、煩雑</u>である。</li> <li>●毎年<u>契約変更手続き</u>が発生し、<u>事務負担が大きい</u>。</li> <li>●異動や組織改編、業務移管による<u>職員側の業務スキルの維持が課題</u>。各区に施設があるため、各区担当者の経験年数による差もある。</li> </ul>
学校給食センター整備等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の発案から事業者選定までの事務手続きが多岐にわたり、<u>事業着手までに時間がかかる</u>。</li> <li>●施設の運営段階を含めると長期的な事業展開となり、将来的に見込まれる様々なリスクを想定することが必要となるため、<u>中小企業が主体となって応募することが困難</u>である。</li> </ul>

(5) その他 現状の民間活用の課題（庁内プロジェクト会議での意見）

資産マネジメント	●施設が持つ機能に着目し、その機能の整備を図る「機能重視」の考え方への転換が必要であり、多目的化や複合化を検討する場合、手段として民間活用が有効であると考えられることから、 <u>資産マネジメント部門と民間活用部門の連携</u> が重要となる。
協働連携	●多様な主体と連携を行っている <u>協働・連携推進課と行政改革マネジメント推進室の民間活用担当との役割分担や連携の考え方</u> を整理する必要がある。
市内中小企業活用	●PPPプラットフォームで基礎的知識の習得を促すだけでなく、 <u>民間事業者の意向を確認しながら仕組みを作っていく</u> ことが必要となる。
契約関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>●PFI方式においては、設計～施工～運営を行う場合があるが、事業契約後、事業者側あるいは市側の都合により<u>設計変更</u>を行う必要性が生じる場合があるため、その際の<u>対応について考え方（円滑な契約変更など）</u>を整理しておく必要がある。</li> <li>●PFI方式においては、物価変動や消費税の改定に伴い、変更契約を締結しているが、事務の効率化の観点での対応が整理できることが望ましい。</li> <li>●PFI事業においては、<u>作業報酬下限額</u>が適用されないが、他事業との整合が図られていない部分があるため、整理が必要。</li> </ul>
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要求水準や所期の目的と連動しないモニタリングなどがあり、<u>目的を改めて認識した上でモニタリングを実施</u>する必要がある。また、支払額との連動も行うことで、適正なモニタリングを促す可能性も検討する必要がある。</li> <li>●公有財産利活用事業や協働連携などのソフト事業については、<u>モニタリングを実施する必要性</u>があるのか否かルールがない為、統一的なルールを定める必要がある。</li> </ul>
庁内体制	●市の直接施工ではまちづくり局に設計・工事を依頼することで関係法令への確認を含めて技術的な確認を行っているが、PFI方式では多くの対応を所管課で行うことが求められるため、 <u>専門的なバックアップ</u> が必要な場合がある。

(2) 指定管理者制度（指定管理者へのアンケート結果より）

老人福祉施設	●職員の現場確認機会が減少しており、 <u>新たな事業展開や課題共有の為の意見交換の場が必要</u> である。
青少年施設	●現場で直接市民や利用者として接している <u>職員の声</u> が政策に反映されるような <u>しくみ</u> が必要である。
コミュニティ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市職員の人事ローテーションの影響により、担当者の判断が異なる場合がある。</li> <li>●<u>経営努力</u>により収支を改善すると<u>次期指定管理料を削減</u>される。</li> </ul>
博物館	●市側の意向との齟齬がある場合、自主事業が実施できない場合があり、 <u>民間ならではの柔軟な発想、企画力、実行力、収益管理能力などを十分に発揮できない</u> ことがある。
複数施設共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>人材育成や地域連携が可能となるような指定管理期間</u>の設定について検討が必要である。</li> <li>●事業展開によるサービス向上の視点から、<u>庁内他部署との連携のための行政側の支援</u>が必要である。</li> </ul>

(3) 協働・連携

協定締結	●連携協定による取組が、課題の解決にどのように貢献したのかという <u>成果の振り返り</u> や、社会環境の変化に伴う新たな地域課題や行政課題に対応するための <u>一定の時期での取組内容の見直し等</u> について検討が必要である。
------	--

(4) 公有財産利活用

主に貸付	●今後の更なる活用に向けて、 <u>情報発信</u> が必要である。
------	------------------------------------

<p><b>課題のまとめ</b></p> <p>＜PFI 事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●共通して「<u>手続き面での課題</u>」が挙げられており、新たな方針において職員に分かりやすい手続きを示すなど、円滑な事業推進が可能な環境を整えていく必要がある。</li> <li>●専門性が不足する事業部署における<u>庁内のバックアップ体制</u>の検討や<u>職員の業務スキルの向上</u>に向けた検討が必要である。</li> </ul> <p>＜指定管理者制度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>市職員と現場（民間）の意思疎通</u>をしっかりと行い、市民サービスの向上つなげることが重要である。</li> <li>●指定管理者の経営努力を阻害しないような、<u>適切な指定管理料や指定管理期間</u>について、事業特性に応じた研究が必要である。</li> </ul> <p>＜協働・連携＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●協定について、一定の時期で<u>取組内容の振り返り</u>などを行い、社会環境の変化に伴う新たな地域課題等への対応に向け、<u>必要に応じた見直しを検討</u>する必要がある。</li> </ul> <p>＜公有財産利活用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●更なる有効活用に向けて、<u>民間への情報発信</u>などを強化していく必要がある。</li> </ul> <p>＜その他全般＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>資産マネジメント</u>の取組、<u>協働・連携</u>の取組との連携が必要である。</li> <li>●<u>地元企業の参画</u>が容易となるような環境の整備が必要である。</li> <li>●性能発注の契約において、<u>円滑な設計変更</u>手法に向けた検討・研究が必要である。</li> <li>●<u>適切なモニタリング</u>に向けたしくみの構築が必要である。</li> </ul>
--